

さくら荘デイサービスセンター

(1) 介護保険の対象となるサービスについて

下記の料金表によって、契約者の要介護度に応じたサービス料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

通所介護費（1回当たり）

区 分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基 本 料 金	658 円	777 円	900 円	1,023 円	1,148 円
入 浴 介 助 加 算	40 円				
サービス提供体制強化加算	22 円				
小計（1割負担）	720 円/回	839 円/回	962 円/回	1,085 円/回	1,210 円/回
小計（2割負担）	1,440 円/回	1,678 円/回	1,924 円/回	2,170 円/回	2,420 円/回
小計（3割負担）	2,160 円/回	2,517 円/回	2,886 円/回	3,255 円/回	3,630 円/回

介護職員等处遇改善加算（Ⅰ）：その月の利用総額の 9.2%が加算されます。

なお、通所介護費の上記基本料金は当事業所の体制である 7 時間から 8 時間の利用料金です。何らかの理由で短時間となった場合にはその料金と致します。

9 時間以上延長して利用した場合

延長 加算	9 時間以上 10 時間未満	50 円／1 回	11 時間以上の延長には応じられません。又時間帯によっては送迎ができない場合があります。
	10 時間以上 11 時間未満	100 円／1 回	

また、当事業所の通常実施地域を五戸町としましたので、それ以外の地域の方は「中山間地域に居住する者へのサービス提供加算（所定単位数の 5%加算）」の対象となります。

居宅支援サービス利用に係る 1 ヶ月の利用料金の合計が一定以上の場合、高額居宅支援サービス費申請により一定額を超えた分が償還払いされます。対象となる場合、保険者から、申請の通知が郵送されます。

償還払いについて

これは利用料をいったん全額自己負担し、後で払い戻しを受ける制度です。利用者がまだ介護認定を受けていない場合や、居宅サービス計画が作成されていない場合に行われます。この場合、利用者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を掲載した「サービス提供証明書」を交付します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の自己負担となります。

- ① 食費 昼食 500 円（おやつ代含む）
- ② レクリエーション・クラブ活動

契約者の希望によりレクリエーション・クラブ活動に参加していただくことができます。

料金：材料代等の実費をいただきます。

- ③ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、契約者の日常生活に要する費用で、契約者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用を負担していただきます。

おむつ代：別紙のとおり

散髪代：理髪師への支払、散髪・顔そり：2,500 円

散髪のみ：2,000円

顔そりのみ：1,500円

外出時・行事の食事代等：実費

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、変更内容とその事由について変更を行う1ヶ月前までにご説明します。